

ホームページ有料広告バナー掲載におけるガイドライン

(目的)

第1条 この要領は、自主財源の確保、及び会員企業様相互の利便性を図るため、松原商工会議所(以下「商工会議所」という。)ホームページに有料広告バナーを掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 商工会議所が作成・管理するホームページ及び各企業、団体が個別に作成するホームページで、商工会議所が容認したものに限る。

(広告の掲載基準)

第3条 掲載する広告は、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。又、この規程は、広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても準用する。

- (1) 公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの。
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの。
- (4) 公序良俗に反するもの。
- (5) 商工会議所ホームページの品位を損なうおそれのあるもの。
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (7) 閲覧者に不快の念を与えるおそれのあるもの。
- (8) その他、商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの。

(広告の規格)

第4条 広告の規格については、別に商工会議所において定めるものとする。

(広告の募集及び決定)

第5条 商工会議所は、自主財源の確保のため積極的に周知を図るものとする。

- (1) 広告の募集は、商工会議所報、ホームページ等により広く行うものとする。
- (2) 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

(広告掲載可否の決定)

第6条 商工会議所の担当者は、申込みを受けたときは、掲載の可否を決定する。

- (1) 可否について疑義が生じた場合は、会議を開催し、協議において決定する
- (2) 掲載の可否について決定した場合は、速やかに申込者に通知する。

(広告掲載の優先順位について)

第7条 広告の掲載は基本的には申し込みがあった順によるものとするが、同時に複数の申込があった場合は以下の優先順位に基づくものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの。
- (2) 会員企業のうち公共性の強いもの。
- (3) その他、会員企業のもの。
- (4) その他一般企業及び、個人商店等。

(広告の掲載期間及び削除)

第8条 商工会議所ホームページへの広告の掲載及び削除に係る作業は、商工会議所の担当者の指示の下、業務委託業者が責任を持って行う。

- (1) 掲載期間は、原則として3ヶ月を単位とする。
- (2) 掲載開始日は各始期1日とする。バナーデザインの原稿と画像の更新に関しては随時とし、広告主は更新するバナーデザインの原稿と画像を、業務委託業者宛てに紙面、又は電子メール等により提出するものとする。更新費用に関しては別に定める。
- (3) 広告バナーのリンク先の変更について、広告主は15日前までに商工会議所の担当者の了承を得るものとする。

(広告掲載の取消など)

第9条 商工会議所の担当者は、次の各号に該当する時は、広告の掲載期間中であっても、広告主及び広告取扱事業者への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載を取り消す事が出来る。

- (1) 指定する期日までに、商工会議所の指定する書類の提出がないとき。
- (2) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反し、あるいはそのおそれがある場合。
- (3) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令またはこの要領に違反し、あるいはそのおそれがある時。
- (4) 広告主に商工会議所の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった時。
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 広告主より、書面による掲載取り下げの申し出があったとき。
- (8) 広告掲載の取消しを受けた場合も、納付済みの広告掲載料は返還しないこととする。

(広告主の責務)

第10条 広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

- (1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。
- (2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 広告バナーを通じて、広告主のホームページにアクセスした利用者のコンピューター及び関連するシステムに影響を与えた事により生じた責任は広告主が負う。

(業務委託)

第11条 広告の募集や受付、作成、広告料の受領等に関しては株式会社エム企画に業務委託する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項は、商工会議所において定めるものとする。

(附則)

第13条 この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から実施する。

以上